

ソロモン諸島、キリバス共和国及びツヴァルの刑事制裁

永 田 憲 史

- 一、はじめに
- 二、刑事裁判制度
- 三、刑事制裁
- 四、おわりに

一、はじめに

ソロモン諸島 (Solomon Islands) は、パプアニューギニア (Papua New Guinea) の東に位置するニュー・ジョージア (New Georgia) 島、ガダルカナル (Guadalcanal) 島、サン・クリストバル (マキラ) (San Cristobal; Makira) 島、マレータ (Malaita) 島、サンタ・イザベル (Santa Isabel)、シユワズール (Choiseul) 島の六つの大きな島と、八六の小さな島からなるメラネシアの島嶼国家である。総面積は二万八四五〇平方キロメートルである。人口は、約五五万二〇〇〇人である。首都はガダルカナル島のホニアラ (Honiara) であり、約五万人が暮らしてい

る。行政上、中央県 (Central province) など九つの県とホニアラの首都特別地域 (capital territory) に分かれている。

キリバス共和国 (Republic of Kiribati) は、マーシャル諸島共和国 (Republic of the Marshall Islands) の南に位置するギルバート諸島 (Gilbert Islands)、フェニックス諸島 (Phoenix Islands)、ライン諸島 (Line Islands) の計三三の環礁からなるミクロネシア及びポリネシアに跨る島嶼国家である。総面積は八一平方キロメートルである。その排他的経済水域 (Exclusive Economic Zone; EEZ) は、約三六〇万平方キロメートルに及ぶ。人口は、約一〇万五〇〇〇人である。首都はタラワ (Tarawa) であり、全人口の約三分の一が暮らしている。

ツヴァル (Tuvalu) は、キリバス共和国の南に位置するエリス諸島 (Ellice Islands) からなるポリネシアの島嶼国家である。総面積は二六平方キロメートルである。人口は、約一万一八〇〇人である。首都はフナフティ (Funafuti) である。

ソロモン諸島には、今日のパプアニューギニア (Papua New Guinea) にあたる地域から、遅くとも約二万九〇〇〇年前には拡散が行なわれたとされる。その後、今日のソロモン諸島東南部や、今日のヴァヌアツ共和国 (Republic of Vanuatu) にあたるニュー・ヘブリディズ諸島 (New Hebrides; Nouvelles Hebrides) から、遅くとも紀元前一〇〇〇年頃までには拡散が行なわれたとされる⁽¹⁾。ヨーロッパ人がこの地に到達したのは、紀元後一五六八年であり、スペイン人のメンダーニャ (Mendana) が島々を確認した⁽²⁾。ギルバート諸島に到達したのは、それより遅れて一六〇六年のことであり、スペイン人のキロス (Quiros) が島々を確認した。一九世紀末になると、フェニックス諸島とライン諸島にも定住する者が現れた。一八九二年、イギリスは、ソロモン諸島、ギルバート諸島、エリス諸島を一括

して保護領 (protectorate) とした。これにより、立法権は西太平洋高等弁務官 (Western Pacific High Commissioner) が、司法権は西太平洋高等弁務官裁判所 (High Commissioner's Court for the Western Pacific) が有することとなり、一八九六年に駐在弁務官 (resident Commissioner) がソロモン諸島に着任した。イギリスは、現在のサモア独立国 (Independent State of Samoa) にあたるサモア西部をドイツが領有することを黙認する代償として、それまでドイツの勢力下にあったソロモン諸島西部のうち、ブーゲンヴィル (Bougainville) 島以外について、一八九九年に支配下に置いた。一九一六年には、これらの地域がイギリスの植民地とされるに至った。一九三八年、アメリカ合衆国がフェニックス諸島の支配権を主張したため、イギリスとの協議により、共同統治を行なうこととなった。一九四一年から一九四二年にかけて、我が国がソロモン諸島やギルバート諸島を相次いで占領したものの、激しい戦闘の後、アメリカ合衆国により奪還された。第二次世界大戦後、これらの地域は独立への歩みを宗主国であるイギリスの主導の下、進めることとなった。

ソロモン諸島では、それまでの勸告的な議会に代わるものとして、西太平洋高等弁務官に任命された者からなる地方政府議会 (local government council) が一九五八年にマレータ島で作られたのを皮切りに、一九六四年までに全土で設立された。一九六二年、西太平洋高等弁務官裁判所は、西太平洋高等裁判所 (High Court for the Western Pacific) に改組され、判事や治安判事が植民地の者から選ばれることとなった。一九六四年には、選挙による二名と職席上自動的に任命される二名からなる立法議会 (Assembly) が地方政府議会に代わることとなった。一九七六年には、自治権が与えられ、一九七八年ソロモン諸島独立令 (Solomon Islands Independence Order 1978) により、一九七八年にソロモン諸島として独立した。

ギルバート諸島及びエリス諸島では、一九六三年に、一九六三年ギルバート諸島及びエリス諸島令 (The Gilbert and Ellice Islands Order 1963) により、ギルバート諸島とエリス諸島行政評議会 (Executive Council) が設立された。さらに、一九六七年、議院 (House of Representatives) が設立され、一九七〇年には、立法評議会 (Legislative Council) も作られた。一九七一年ギルバート諸島及びエリス諸島 (修正) 令 (The Gilbert and Ellice Islands (Amendment) Order 1971) により、植民地政府が設けられ、一九七四年には、行政を行なう大臣評議会 (Council of Ministers) が整備された。また、議院が立法議会 (House of Assembly; Maneaba ni Maungatabu) に改組された。ギルバート諸島は、ミクロネシア系住民が多く、エリス諸島はポリネシア系住民が多かったため、一九七四年の住民投票により、ギルバート諸島とエリス諸島は分離して独立することとなった。一九七七年には、ギルバート諸島とエリス諸島のそれぞれに自治権が与えられた。ギルバート諸島は、一九七九年に憲法を制定し、キリバス共和国として独立した。大統領 (Bereitenti) が行政の長である。一方、エリス諸島は、一九七八年に憲法を制定し、ツヴァルとして独立した。

いずれの国も立憲君主制を採り、国家元首はイギリスのエリザベス二世 (Queen Elizabeth II) である。また、どの国も、経済的には苦しく、我が国、オーストラリア、ニュージーランドなどの援助が国家財政を支えている。ソロモン諸島は、魚類やコプラの輸出が中心となっている。キリバス共和国は、オーシャン島 (Ocean Island) の燐鉱石が枯渇して以降、漁業権収入やコプラの生産が主となっている。また、ツヴァルは、コプラの生産のほか、トップレベルドメインのtvの使用権を海外のインターネット企業に貸与するなどしているが、安定的な収入を確保できるかは不透明である。

こうした中、ソロモン諸島は、歴史的にソロモン諸島に属するパプアニューギニア領ブーゲンヴィル島の独立を支援し、パプアニューギニアと対立してきた。ブーゲンヴィル島には世界有数の銅山がある上、一九九二年以降、パプアニューギニア軍がソロモン諸島領内に侵入し、住民を殺害するなどしたため、条約の締結や両国の合同国境監視制度の創設などがなされたものの、対立の火種が燻っている。また、ソロモン諸島では、ガダルカナル島にマレータ島からの移住者が増加して対立が生じ、二〇〇〇年六月には、マレータ系武装勢力に首相が拘束される事態が発生した。その後、和平協定が結ばれたものの、治安が悪化するなどしたため、ケマケザ (Kemakeza) 首相は、二〇〇三年七月、オーストラリアに支援を要請した。オーストラリアは、ニュージージーランドとともに、太平洋島嶼フォーラム (Pacific Islands Forum ; PIF) のソロモン諸島に対する地域支援任務 (Regional Assistance Mission to the Solomon Islands ; RAMSI) として軍隊及び警察官を派遣し、治安の回復を図った。また、キリバス共和国とツヴァルでは、近時、地球温暖化による海面上昇による国土の侵食が重大な問題となっている⁽³⁾。

現在の法状況を見ると、ソロモン諸島では、憲法、定数五〇人で任期四年の一院制の議会が制定した法律、イギリスで一九六一年一月一日に有効であった法律、コモン・ロー (common law)、慣習法などが法源とされている⁽⁴⁾。キリバス共和国では、憲法、定数五二人で任期四年の一院制の立法議会が制定した法律、コモン・ロー、慣習、国際法などが法源とされている⁽⁵⁾。また、ツヴァルでは、憲法、定数一二人で任期四年の一院制の議会 (Parliament) が制定した法律、慣習法、適用が議会により承認されたイギリスの法律、コモン・ロー、国際法などが法源とされている⁽⁶⁾。法曹について見ると、⁽⁷⁾ いずれの国も国内に法曹養成機関が存在しないため、法曹志望者は、パプアニューギニア、オーストラリア、ニュージージーランドなどの大学で学ぶしかない。ソロモン諸島では、法曹資格を得るための試験が行

なわれている。また、公的ソリシタ (Public Solicitor) が司法及び法的サーヴィス委員会 (Judicial and Legal Service Commission) の助言に従って、総督 (Governor General) により任命され、被告人の弁護にあたる。⁽⁸⁾ 一方、キリバス共和国及びツヴァルでは、法曹資格についての法律上の規定はなく、法学の学位がなくとも、法曹になることができる。キリバス共和国及びツヴァルでは、法曹はいずれも五人程度にすぎない。なお、ツヴァルでは、国民法曹 (People's Lawyer) が刑事弁護も行なっている。⁽⁹⁾

オセアニア諸国のように、人口が少なく、領土が点在する国家において、刑事司法がどのように運営されているかは興味深い問題である。人口規模が小さく、刑事司法運営に費用や手間をかけ難いオセアニア諸国の刑事司法制度を参考にするには、①比較法的関心を満たし、②刑種の少ない我が国に新たな刑事制裁の可能性をもたらし、③将来、我が国の地方公共団体が犯罪者の処罰や処遇を行なう際に役立つ知見が得られる可能性がある。

このような観点から、トンガ王国、マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、ヴァヌアツ共和国、ミクロネシア連邦、サモア独立国に続いて、⁽¹⁰⁾ ソロモン諸島、キリバス共和国及びツヴァルの刑事制裁を紹介し、検討することとしたい。ソロモン諸島、キリバス共和国及びツヴァルは、先に述べたように、一括してイギリスの保護領となっていた経緯から、独立後も、刑事法の規定がほとんど同じであるため、まとめて取扱うこととする。今回も、南太平洋大学 (The University of the South Pacific) の人文科学及び法学部 (Faculty of Arts and Law) の法学科 (School of Law) の関連施設である、太平洋島嶼法情報研究所 (Pacific Islands Legal Information Institute; PacliI) がインターネット上で提供しているデータベース (PacliI Database)⁽¹¹⁾ を利用することができた。ソロモン諸島、キリバス共和国及びツヴァルは英語を公用語としているため、条文も英語で入手できた。そこで、まず、刑事司法制度について、条文を

手掛かりに紹介することとし、可能な限り、刑事司法運営の実態に迫ることとしたい。

以下では、まず、ソロモン諸島、キリバス共和国及びツヴァルの刑事裁判制度について概観した上で、刑事制裁について紹介することとする。

- (1) Nonggorr, J., Solomon Islands, In: Ntunmy, M. A. (General Ed.), *South Pacific Islands Legal Systems* (University of Hawaii Press, 1993), pp. 268, 268-269; Tsamenyi, M., Kiribati, In: Ntunmy, at 75, 75-76; Tsamenyi, Tuvalu, In: Ntunmy, at 342, 342-343; 印東道子「先史時代のオセアニア」山本真鳥編『オセアニア史』(山川出版社、二〇〇〇)一七頁以下、二二―二三、二八―三〇、三五―三八頁。
- (2) 一連の歴史について、詳しくは、Nonggorr, *supra* note 1, at 268-269; Tsamenyi, Kiribati, *supra* note 1, at 75-76; Tsamenyi, Tuvalu, *supra* note 1, at 342-343; Care, J. C. et al., *Introduction to South Pacific Law Second edition* (Routledge-Cavendish, 2007), p. 3; 増田義郎「ヨーロッパ人の太平洋探検」山本編・前掲注(一)四六頁以下、五四―五八、六八―六九、七六―七七頁。
- (3) 一連の歴史について、詳しくは、Nonggorr, *supra* note 1, at 268-270; Tsamenyi, Kiribati, *supra* note 1, at 75-77; Tsamenyi, Tuvalu, *supra* note 1, at 342-344; 豊田由貴夫「メラネシア史」山本編・前掲注(一)二二―二頁以下、二三―二四、二四―二五、二七―二八頁、須藤健一「ミタロネシア史」山本編・前掲注(一)三二―四頁以下、三四―三八頁、小柏葉子「太平洋島嶼諸国関係と地域協力」山本編・前掲注(一)三五〇頁以下、三七二―三七三頁。
- (4) Nonggorr, *supra* note 1, at 270-271.
- (5) Tsamenyi, Kiribati, *supra* note 1, at 77-79.
- (6) Tsamenyi, Tuvalu, *supra* note 1, at 344-346.
- (7) Nonggorr, *supra* note 1, at 294-295; Tsamenyi, Kiribati, *supra* note 1, at 98; Tsamenyi, Tuvalu, *supra* note 1, at 363. ソロモン諸島の法曹人口は把握できなかった。
- (8) Art. 92 the Constitution of Solomon Islands.
- (9) s. 3 (3) (a), Cap 3A Laws of Tuvalu Revised Edition 1990.

(10) 拙稿「トンガ王国の刑事制裁」関西大学法学論集五六巻四号(二〇〇六)七五頁以下、「マーシャル諸島共和国の刑事制裁」関西大学法学論集五七巻五号(二〇〇八)四七頁以下、「ナウル共和国における拘禁刑の代替策」関西大学法学論集五七巻六号(二〇〇八)九三頁以下、「ヴァヌアツ共和国の刑事制裁」関西大学法学論集五八巻一号(二〇〇八)七五頁以下、「ミクロネシア連邦の刑事制裁」関西大学法学論集五八巻三号(二〇〇八)五〇頁以下、「サモア独立国の刑事制裁」関西大学法学論集五八巻四号(二〇〇八)一三三頁以下。

(11) <http://pacli.org.vu/>、ミラーサイトは、<http://www.pacli.org/>。

二、刑事裁判制度

1. ソロモン諸島

まず、キリバス共和国で刑事制裁がどのような手続で科されるかを見ておくこととした⁽¹²⁾。

起訴は、司法及び法的サービス委員会の助言に従って総督が任命する、公的訴追長官(Director of Public Prosecutions)が行なう⁽¹³⁾。

地域裁判所(Local Court)が、地域評議会(Area Council)により制定された条例(bylaw)にソロモン諸島国籍者が違反した事件の第一審とされている⁽¹⁴⁾。六月以下の拘禁刑(imprisonment)又は二〇〇ソロモン諸島ドル(SID)(約二〇〇〇円。一SID一五円で換算。以下同じ)以下の罰金刑(fine)を賦科できる。地域の慣習に詳しい三人以上の判事(Justice)により、法と慣習に従って審理される。地域裁判所は、ほとんど全ての県(province)に置かれている。

地域裁判所からの第二審と、法定刑が一四年以下の拘禁刑の犯罪に関わる事件の第一審の管轄を有するのが、治安

判事裁判所 (Magistrates' Court) である。⁽¹⁵⁾ 四か所に置かれている。司法及び法的サーヴィス委員会により、治安判事長官 (principal magistrate) 、一級治安判事 (first class magistrate) 、二級治安判事 (second class magistrate) が任命される。治安判事長官は、五年以下の拘禁刑又は一〇〇〇SID (約一万五〇〇〇円) 以下の罰金刑を賦科でき、一級治安判事 (first class magistrate) 及び二級治安判事 (second class magistrate) は、一年以下の拘禁刑又は二〇〇SID (約三〇〇〇円) 以下の罰金刑を賦科できる。いずれも、略式手続で行なわれる。

治安判事裁判所からの上訴審と、法定刑が一四年を超える拘禁刑の犯罪に関わる事件の第一審の管轄を有するのが、高等裁判所 (High Court) である。⁽¹⁶⁾ 高等裁判所長官 (Chief Justice) と陪席高等裁判所判事 (puisne judge) によって構成される。⁽¹⁷⁾ いずれも、任命は、司法及び法的サーヴィス委員会の助言に従って、総督が行なう。⁽¹⁸⁾ その要件として、イギリス連邦の国家又は他の国家で裁判官として務めたことがあるか、バリスタ (Barrister) 又はソリシタ (solicitor) として五年以上の実務経験がなければならぬとされている。⁽¹⁹⁾ また、高等裁判所判事に欠員が生じ、高等裁判所判事をすぐさま任命できない場合、高等裁判所判事の全部又は一部の職務を担わせるため、司法及び法的サーヴィス委員会の助言に従って、総督は、バリスタ又はソリシタの資格のある者を高等裁判所判事と同様の権限及び特権を有する高等裁判所委員 (Commissioner) に任命することができ。⁽²⁰⁾ なお、高等裁判所は憲法の解釈についての判断権を有する。⁽²¹⁾

高等裁判所からの上訴審を行なうのが、上訴裁判所 (Court of Appeal) である。⁽²²⁾ 原則として、法の解釈を争う場合にのみ、上訴が認められる。量刑を争うための上訴は、例外的に、上訴裁判所の許可がある場合に限られる。上訴裁判所長官 (President of the Court of Appeal) と上訴裁判所判事 (Justice) によって構成される。⁽²³⁾ いずれも、任命

は、司法及び法的サーヴィス委員会の助言に従って、総督が行なう⁽²⁴⁾。高等裁判所長官及び陪席高等裁判所判事は、職席上、上訴裁判所判事となる⁽²⁵⁾。通常、高等裁判所長官が上訴裁判所長官となる⁽²⁶⁾。高等裁判所での審理を行なった者は上訴裁判所での審理に加わることとはできないため⁽²⁷⁾、司法及び法的サーヴィス委員会の助言に従って、総督が上訴裁判所長官の代行を一時的に任命することもできる⁽²⁸⁾。上訴裁判所では、原則として、三人の多数決により判断を行なう⁽²⁹⁾。この他に、慣習的土地上訴裁判所 (customary land appeal court) があるが、刑事裁判は行なわれない。

2. キリバス共和国

次に、キリバス共和国で刑事制裁がどのような手続で科されるかを見ておくこととした⁽³⁰⁾。

起訴は、検事総長 (Attorney General) の指示の下、警察官 (police officer) が行なう。

治安判事裁判所 (Magistrates' Court) が通常第一審とされている⁽³¹⁾。法定刑が五年以下の拘禁刑又は五〇〇オーソトラリアドル (AUD) (約四万円。一AUD八〇円で換算。以下同じ) 以下の罰金刑の犯罪に関わる事件の管轄を有する。首席治安判事 (presiding magistrate) と二名の治安判事の計三名によって構成される。キリバス共和国全土に二四の治安判事裁判所が置かれている。治安判事裁判所では、慣習に基づき、軽微事犯に対して、和解 (reconciliation) を促進し、友好的な方法による事件の解決を支援することが認められており、これにより事件が解決すれば、刑事手続を中止又は終了することができる⁽³²⁾とされている。これは、修復的司法の一形態であると考えられる。

治安判事裁判所からの第二審と、法定刑が五年を超える拘禁刑又は五〇〇AUD (約四万円) を超える罰金刑の犯

罪に関わる事件の第一審の管轄を有するのが、高等裁判所 (High Court) である。⁽³²⁾ 高等裁判所長官 (Chief Justice) と高等裁判所判事 (Judge) によって構成される。⁽³³⁾ 高等裁判所長官の任命は、公共サービス委員会 (Public Service Commission) の同意を得た後に、内閣 (Cabinet) の助言に従って、大統領が行なう。⁽³⁴⁾ 高等裁判所判事の任命は、公共サービス委員会における高等裁判所長官の助言に従い、大統領が行なう。⁽³⁵⁾ いずれも、キリバス共和国又は他の国家で裁判官として務めたことがあるか、バリスタ又はソリシタとして五年以上の実務経験がなければならぬとされている。⁽³⁶⁾ また、高等裁判所判事に欠員が生じ、高等裁判所判事をすぐさま任命できない場合、高等裁判所判事の全部又は一部の職務を担わせるため、バリスタ又はソリシタの資格のある者を高等裁判所判事と同様の権限及び特権を有する高等裁判所委員 (Commissioner) に任命することができ。⁽³⁷⁾ 第一審の場合、複数で審理を行なうが、治安判事裁判所からの第二審の場合、一名で審理を行なう。

高等裁判所からの上訴審を行なうのが、上訴裁判所 (Court of Appeal) である。⁽³⁸⁾ 原則として、法の解釈を争う場合にのみ、上訴が認められる。量刑を争うための上訴は、例外的に、上訴裁判所の許可がある場合に限られる。上訴裁判所長官 (President of the Court of Appeal) と上訴裁判所判事によって構成される。上訴裁判所長官の任命は、公共サービス委員会との協議後に内閣の助言に従い、大統領が行なう。⁽³⁹⁾ 通常、高等裁判所長官が兼任する。⁽⁴⁰⁾ 上訴裁判所判事は、高等裁判所判事が兼任する。高等裁判所での審理を行なった者は上訴裁判所での審理に加わることとはできないため、⁽⁴¹⁾ 公共サービス委員会における高等裁判所長官の助言に従って、キリバス共和国又は他の国家で裁判官として務めたことがあるか、バリスタ又はソリシタとして五年以上の実務経験がある者を大統領が上訴裁判所判事として一時的に任命することもできる。⁽⁴²⁾ 上訴裁判所では、原則として、三人の多数決により判断を行なう。⁽⁴³⁾

原則として、上訴裁判所が終審となるが、憲法解釈などについては、高等裁判所から、ロンドンの枢密院司法委員会 (Judicial Committee of Privy Council) への上訴が認められる場合がある。⁽⁴⁴⁾

この他に、土地裁判所 (Land Court) とも呼ばれる五人の合議体からなる治安判事裁判所があるが、刑事裁判は行なわれない。

3. ツヴァール

最後に、ツヴァールで刑事制裁がどのような手続で科されるかを見ておくこととした⁽⁴⁵⁾。

島裁判所 (island court) が通常第一審とされている。⁽⁴⁶⁾ 法定刑が六月以下の拘禁刑又は一〇〇AUD (約八〇〇〇円) 以下の罰金刑の犯罪と島裁判所を管轄とする旨を法律上規定された犯罪に関わる事件との管轄を有する。首席治安判事 (President)、次席治安判事 (Vice President)、治安判事の計三名によって構成される。これらの任命は、公共サーヴィス委員会 (Public Service commission) の助言と高等裁判所長官 (Chief Justice) の承認に従い、総督 (Governor General) が行なう。審理は三名で行なわれ、多数決で判断される。

島裁判所からの第二審と、法定刑が一年以下の拘禁刑又は二〇〇AUD (約一万六〇〇〇円) 以下の罰金刑の犯罪と治安判事裁判所 (magistrates' court) を管轄とする旨を法律上規定された犯罪に関わる事件の第一審の管轄を有するのが、治安判事裁判所である。⁽⁴⁷⁾

治安判事裁判所で拘禁刑又は一〇AUD (約八〇〇円) 以上の罰金刑が科された場合などの上訴審と、法定刑が一年以下の拘禁刑又は二〇〇AUD (約一万六〇〇〇円) を超える罰金刑の犯罪と上席治安判事裁判所 (Senior

Magistrate's court) を管轄とする旨を法律上規定されたに關わる事件の第一審の管轄を有するのが、上席治安判事裁判所である⁽⁴⁸⁾。五年以下の拘禁刑又は一〇〇〇AUD (約八万円) 以下の罰金刑を科しうる。もっとも、現在、上席治安判事裁判所は設置されておらず、治安判事が巡回してその役割を果たしている。

上級治安判事裁判所からの上訴審と、法定刑が一四年を超える拘禁刑の犯罪に關わる事件をはじめとするあらゆる事件の第一審の管轄を有するのが、高等裁判所 (High Court) である⁽⁴⁹⁾。高等裁判所長官 (Chief Justice) と複数の判事 (other Judge) によって構成される⁽⁵⁰⁾。高等裁判所長官の任命は、内閣の助言に従い、総督が行なう⁽⁵¹⁾。判事の任命は、高等裁判所長官との協議の後、内閣 (Cabinet) の助言に従い、総督が行なう⁽⁵²⁾。いずれも、ツヴァルの法制度とよく似た法制度を有する国家で判事の経験があるか、バリスタ又はソリシタとして五年以上の実務経験がある者でなければならぬ⁽⁵³⁾。審理は、原則として、高等裁判所長官と一名の判事の計二名で行なうことが認められている⁽⁵⁴⁾。高等裁判所からの上訴審と、あらゆる事件の第一審の管轄を有するのが、上訴裁判所 (Court of Appeal) である⁽⁵⁵⁾。高等裁判所長官と三名以上の判事によって構成される。判事の任命は、内閣の助言に従い、総督が行なう。審理は三名以上で行なわれる。

原則として、上訴裁判所が終審となるが、憲法解釈などについては、上訴裁判所から、ロンドンの枢密院司法委員会への上訴が認められる場合がある⁽⁵⁶⁾。

この他に、土地裁判所 (land court) と土地裁判所上訴審議体 (land court appeal panel) があるが、刑事裁判は行なわれない⁽⁵⁷⁾。

ツヴァルでは、重大事犯はほとんどなく、軽微な暴行や交通違反が中心である⁽⁵⁸⁾。また、飲酒が禁止されているため、

飲酒禁止違反も多い。

- (12) 𑌒𑌓𑌔𑌕 Nonggorr, *supra* note 1, at 274-276, 286; Care, *supra* note 1, at 368-375.
- (13) Art. 91 the Constitution of Solomon Islands.
- (14) Cap 19 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996.
- (15) Cap 20 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996.
- (16) Art. 77 (1), 84 (1) the Constitution of Solomon Islands.
- (17) Art. 77 (2) the Constitution of Solomon Islands.
- (18) Art. 78 (1), (2) the Constitution of Solomon Islands.
- (19) Art. 78 (3), (4) the Constitution of Solomon Islands.
- (20) Art. 79 (4), (5) the Constitution of Solomon Islands.
- (21) Art. 83, 84 (2) the Constitution of Solomon Islands.
- (22) Art. 85 (1) the Constitution of Solomon Islands.
- (23) Art. 85 (2) (a) the Constitution of Solomon Islands.
- (24) Art. 86 (1), (2) the Constitution of Solomon Islands.
- (25) Art. 85 (2) (b) the Constitution of Solomon Islands.
- (26) 𑌒𑌓𑌔𑌕 兼𑌓𑌔𑌕𑌓𑌔𑌕𑌓𑌔𑌕。 Art. 86 (6) the Constitution of Solomon Islands.
- (27) Art. 86 (4) the Constitution of Solomon Islands.
- (28) Art. 86 (5) the Constitution of Solomon Islands.
- (29) s. 6, Cap 6 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996.
- (30) 𑌒𑌓𑌔𑌕 Tamenyi, Kiribati, *supra* note 1, at 82-83, 88-89; Care, *supra* note 1, at 348-352.
- (31) Cap 52 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977.
- (32) Art. 80 (1), 88, 89 the Constitution of Kiribati; Cap 17 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977.

- (33) Art. 80 (2) the Constitution of Kiribati.
- (34) Art. 81 (1) the Constitution of Kiribati.
- (35) Art. 81 (2) the Constitution of Kiribati.
- (36) Art. 81 (3) the Constitution of Kiribati.
- (37) Art. 83 the Constitution of Kiribati.
- (38) Art. 90 the Constitution of Kiribati ; Cap 16B Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977.
- (39) Art. 91 (3) the Constitution of Kiribati.
- (40) Art. 91 (7) the Constitution of Kiribati.
- (41) Art. 91 (6) the Constitution of Kiribati.
- (42) Art. 91 (1), (2) the Constitution of Kiribati.
- (43) Art. 91 (4), (5) the Constitution of Kiribati.
- (44) Art. 123 the Constitution of Kiribati.
- (45) 繼之々々' Tsamenyi, Tuvalu, *supra* note 1, at 348-350, 355 ; Care, *supra* note 1, at 382-390.
- (46) Art. 119 (d) the Constitution of Tuvalu ; Cap 3 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (47) Art. 119 (d) the Constitution of Tuvalu ; Cap 2 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (48) Art. 119 (d) the Constitution of Tuvalu ; Cap 2 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (49) Art. 119 (c), 120, 130 (1), 132 the Constitution of Tuvalu ; Cap 1C Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (50) Art. 121 the Constitution of Tuvalu.
- (51) Art. 122 (1) the Constitution of Tuvalu.
- (52) Art. 123 the Constitution of Tuvalu.
- (53) Art. 124 the Constitution of Tuvalu.
- (54) Art. 130 (2) the Constitution of Tuvalu.
- (55) Art. 119 (b), 134, 135 the Constitution of Tuvalu ; Cap 16B Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.

(56) Art. 119 (a), 136 the Constitution of Tuvalu.

(57) Cap 22 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.

(58) Tsamenyi, Tuvalu, *supra* note 1, at 354.

三、刑事制裁

1. 概況

いずれの国も、被害弁償 (compensation)、罰金刑、没収 (forfeiture)、平穩維持 (keeping the peace)、プロベーション (probation)、警察監視 (police supervision)、拘禁刑の七種類の刑事制裁 (punishment) が規定されている点は共通している。この他、ソロモン諸島では、宣告猶予監視命令 (suspended sentence supervision order) も規定されており、計八種類の刑事制裁が規定されている。キリバス共和国では、居所指定命令 (residence order) と社会奉仕命令 (community service order) も規定されており、計九種類の刑事制裁が規定されている。⁽⁵⁹⁾ ツヴァルでは、居所指定命令も規定されており、八種類の刑事制裁が規定されている。いずれの国も、死刑は、存置されておらず、ソロモン諸島とキリバス共和国では、憲法上、禁止されている。⁽⁶⁰⁾

いずれの国においても、裁判所は、公判において、被告人に対する訴追の有罪が立証されたと考えるものの、被告人の性格、経歴、年齢、健康状態、精神状態、犯罪の軽微性、犯行時の情状などに鑑み、有罪認定を行なわず、条件なしに又は条件付きで、刑罰を科すことなしに、訴追を終結するよう (discharge) 命じることができる。⁽⁶¹⁾

また、有罪認定後、犯罪の性質、犯罪者の性格及び状況などに鑑み、司法の利益となると裁判所が思料した場合、

犯罪に対する損害回復を含む、有罪認定後の犯罪者の行動を踏まえて量刑判断を行なうために、犯罪者の同意を得て、量刑の延期 (deferment of sentence) を行なうことができる⁽⁶²⁾。延期の期間は、有罪認定の日から最長六月とされ、再延期は認められない⁽⁶³⁾。延期の期間内に、対象者が別罪で有罪認定されたときには、延期期間中であっても、量刑を行なう⁽⁶⁴⁾。延期期間満了後であっても、延期期間内であっても、量刑を行なうために、裁判所は召喚令状又は逮捕令状を発付できる⁽⁶⁵⁾。

また、一六歳未満の者が犯罪を行なった場合で、十分な親又は監護者が与えると予測される養育 (care)、保護 (protection)、統制 (control) を受けることができないと考えられるときには、有罪認定の手續なしに、養育、保護、統制の措置がとられる⁽⁶⁶⁾。具体的には、親又は監護者以外でその者を養育したいと考える地方政府委員会 (local government council)、宗教施設、福祉団体、その他の組織などに養育を命ずることや、誓約書 (recognisance) 付きで又はなしで裁判所が適切と思料する金額の保証金 (surety) を差入れさせた上で、親又は監護者 (guardian) に適切な養育又は監護を命ずることなどが行なわれる。これらの命令は、原則として、対象となる犯行当時一六歳未満の者が一八歳になるまで有効とされる⁽⁶⁷⁾。親又は監護者以外に養育の命令がなされた場合、同時に又は申立てに基いて事後に、親又は監護者の経済状態に応じて一六歳未満の被告人の生計に寄与するよう裁判所が適切であると思料する額を養育を命ぜられた者に支払うよう命じることができる⁽⁶⁸⁾。養育、保護、統制の対象者は、何時でも、裁判所に対して命令の変更又は取消しを申立てることができる。この場合、裁判所は命令の変更若しくは取消し又は裁判所が便宜であると考え命令への代替を行なうことができる⁽⁶⁹⁾。対象者が養育者の下から逃亡した場合、警察官は令状なくして逮捕できる。対象者は治安判事裁判所に連行され、裁判所は、養育者の下への連戻し、拘禁刑の賦科、養育者の変更をな

しうる。⁽⁷⁰⁾

以下、刑事制裁を順に検討することとしたい。

2. 被害弁償

放火 (arson) などの犯罪による被害を金銭により弁償するよう命じる刑事制裁である。⁽⁷¹⁾ あらゆる裁判所が他の刑事制裁に追加して又は代えて賦科できる。被害弁償の不払に対して、裁判所は、拘禁刑を科すことはできないが、被害弁償の支払が一定の期間内に支払われない場合に指定した期日に裁判所に出頭するよう条件付ける誓約書付き又は誓約書なしの保証金 (bond) を差入れるよう求めることができる。⁽⁷²⁾ また、令状 (warrant) を発付して犯罪者の不動産若しくは動産の差押え (distress) 又は売却による価額の徴収を行ないうる。⁽⁷³⁾ その手続は、後述の罰金刑の場合と同様である。

一六歳未満の者が犯罪を行ない、被害弁償が科される場合、親又は監護者に支払が命じられ、親又は監護者が差押えを受け、不払を理由に拘禁されることもある。⁽⁷⁴⁾ このような方法は、刑事制裁の一身専属性に反し、不当であると考えられる。

被害の内容を表示・表現することで、犯罪者に自己が惹起した結果を認識させ、改善・更生・社会復帰の契機とすることができることから、我が国においても、独立の刑事制裁として、被害弁償命令を導入すべきである。⁽⁷⁵⁾

3. 罰金刑

国庫への金銭の支払を求める刑事制裁である。多額の法定がない犯罪類型も認められており、その場合、過度な(excessive)ものとならなければ、いかなる額の賦科も許される⁽⁷⁶⁾。また、額が法定されている場合であっても、法律上、明文の禁止規定がなければ、減額して賦科することが許される⁽⁷⁷⁾。拘禁刑と罰金刑が法定刑とされている犯罪類型の場合、刑種の選択は、法律上、特別の規定がなければ、裁判所の裁量に委ねられる⁽⁷⁸⁾。また、後述のように、原則として、拘禁刑に代えて罰金刑を賦科することができる⁽⁷⁹⁾とされている。

裁判所は、罰金額を判断する際に、犯罪者の経済状態の調査を行わなければならない⁽⁸⁰⁾。裁判所は、その結果を踏まえて、罰金刑の支払を分割払とすることができる⁽⁸¹⁾。分割払の支払がなされなかった場合、未払額全額について直ちに支払義務が発生する。

そして、あらゆる裁判所は、罰金刑が一定の期間内に支払われない場合に指定した期日に裁判所に出頭するよう条件付ける誓約書付き又は誓約書なしの保証金を差入れるよう求めることができる⁽⁸²⁾。すなわち、保証金の差入れにより、支払猶予とすることができる。また、直ちに又は三〇日を超えない指定した期日までに罰金刑を支払うよう指示する命令をなすことができる。かかる命令は、後述の差押え令状の発付と並行してなすことができる。犯罪者が経済状態の変化を裁判所に通知するか、又は、支払期限の延長を申立てた場合、裁判所は調査を行ない、支払期限の延長又は分割払の額の変更若しくは分割払の回数の変更を命令することができる⁽⁸³⁾。その際、裁判所は、調査のために、召喚令状や逮捕令状を発付することができる⁽⁸⁴⁾。犯罪者が経済状態の変化を裁判所に通知せず、支払期限の延長も申立てない場合で、支払がないときには、新たな調査なくして、直ちに収容令状(warrant of committal)が発付される⁽⁸⁵⁾。

加えて、あらゆる裁判所は、罰金刑の言渡しの際に、罰金刑の不払に対して、令状を發付して犯罪者の不動産若しくは動産の差押え (distress) 又は売却 (sale) による価額の徴収を行ないうることに、拘禁刑を科しうることの一方又は両方を合わせて言渡すことができる。⁽⁸⁶⁾但し、財産の差押え及び売却によって、犯罪者やその家族の生活が著しく困窮したり、差押えの対象となる財産がなかったり、他の十分な理由があると裁判所が思料する場合、差押え令状の發付に代えて、又は、差押え令状の發付後に、収容令状により、未払の罰金額に応じた後述の期間、刑務所に収容することができる。⁽⁸⁷⁾

罰金刑の不払に対して、差押え令状が發付された場合、犯罪者の所有する動産又は不動産が差押えられる。⁽⁸⁸⁾犯罪者は、令状の執行を行なう職員に未払の罰金額及び差押えの経費の額を支払い、売却を免れることができる。⁽⁸⁹⁾

一方、令状の執行を行なう職員が、令状に記載された金銭とその経費の徴収のための財産を全く発見できなかった又は十分な財産を発見できなかった場合、裁判所に報告しなければならぬ。⁽⁹⁰⁾裁判所は、罰金額及び差押えなどに要する経費の額が直ちに支払われなければ、収容令状により、未払の罰金額に応じた後述の期間、刑務所に収容することができぬ。

犯罪者以外で、差押えられた財産の全部又は一部の権限を有する者又は法的若しくは衡平法上の (equitable) 利益を有する者は、当該財産が売却され、その売却益について裁判所からの通知を受領するまでに、書面により、裁判所に当該財産の差押えに対する異議申立てを行なうことができる。⁽⁹¹⁾異議申立ての際に、申立人 (objector) は、申立ての性質と内容について簡潔に説明し、申立ての対象となる財産の価値を宣誓供述書 (affidavit) により証明しなければならぬ。通知を受領した裁判所は、書面で令状の執行を行なう職員に対して、執行手続の停止を命じる一方、申

立人に対して、指定した期日に裁判所に出頭し、申立て内容を立証するよう指示しなければならない⁽⁹²⁾。裁判所は、申立ての内容を調査し、差押え時に、対象となる財産が犯罪者に所有されていなかった場合、犯罪者が占有を委託されていた場合、賃借権に基いて占有されていた場合、他の者が犯罪者から賃借していた場合、犯罪者がその名義や実質においてその全てを所有していなかった場合など、全部又は一部の差押えが不適切であると考えられる場合、全部又は適切と思料する範囲で差押えを取消さなければならない⁽⁹³⁾。この他、申立人が提出又は指摘した証拠などを調べるため、指定した期日に聴聞を行ない、差押えの適否を判断し、不適切であると判断したときには、差押えを取消す⁽⁹⁴⁾。指定された期日に申立人が出頭しなかったときや、調査や聴聞で申立人の主張が妥当でないと判断されたときには、裁判所は、対象となる財産の売却を命じるとともに、適切と思料する費用を申立人に負担するよう命じなければならない⁽⁹⁵⁾。差押えられた財産の売却にあたって、罰金額が動産の売却益だけで充当できると考えられる場合には、不動産を売却してはならない⁽⁹⁶⁾。

罰金刑の不払に対する拘禁刑の期間は、ソロモン諸島では、二SID (約三〇円) 以下の場合には最長七日、二SID (約三〇円) を超えて四SID (約六〇円) 以下の場合には最長一四日、四SID (約六〇円) を超えて二〇SID (約三〇〇円) 以下の場合には最長六週、八〇SID (約二二〇〇円) を超えて二〇〇SID (約三〇〇〇円) 以下の場合には最長三月、二〇〇NZD (約三〇〇〇円) を超える場合は最長六月とされている⁽⁹⁷⁾。キリバス共和国とツヴァルでは、二NZD (約一六〇円) 以下の場合には最長七日、二NZD (約一六〇円) を超えて四NZD (約三二〇円) 以下の場合には最長一四日、四NZD (約三二〇円) を超えて二〇NZD (約一六〇〇円) 以下の場合には最長六週、二〇NZD (約一六〇〇円) を超えて四〇NZD (約三二〇〇円) 以下の場合には最長二月、四〇NZD (約三二〇〇円)

を超えて五〇NZD (約四〇〇〇円) 以下の場合には最長三月、五〇NZD (約四〇〇〇円) を超えて一〇〇NZD (約八〇〇〇円) 以下の場合には最長六月、一〇〇NZD (約八〇〇〇円) を超えて二〇〇NZD (約一六〇〇〇円) 以下の場合には最長一二月とされている。⁽⁹⁸⁾

罰金刑の不払による拘禁刑の執行中に罰金額及び経費の額が支払われた場合、他の理由での拘禁刑が併科されていなければ、犯罪者は直ちに釈放される。⁽⁹⁹⁾ また、かかる拘禁刑の執行中に罰金額及び経費の額の一部を支払った場合、拘禁刑の期間は、罰金額及び経費の額の総額に対する支払額の割合に応じて減じられる。⁽¹⁰⁰⁾ 犯罪者がかかる拘禁刑の満期まで服役した場合、罰金刑の支払義務が消滅するため、裁判所は差押え令状を発付し、徴収を行なうことはできなくなる。⁽¹⁰¹⁾

被害弁償命令同様、一六歳未満の者が犯罪を行ない、罰金刑が科される場合、親又は監護者に支払が命じられ、親又は監護者が差押えを受け、不払を理由に拘禁されることもある。⁽¹⁰²⁾

多額の法定がなされていない場合も許容されているが、罪刑法定主義に反するものであって、妥当でないと考えられる。また、犯行当時一六歳未満の者に代わって、親又は監護者が罰金刑の支払を行なわなければならないことは、被害弁償命令同様、刑事制裁の一身専属性に反し、不当であると考えられる。⁽¹⁰³⁾

罰金刑の不払に対する拘禁刑を賦科しないよう量刑時に選択できることが特徴的である。また、不払に対して拘禁刑が科されうる場合であっても、裁判所が調査を行ない、拘禁刑を科さないことも認められている。我が国の場合、罰金刑の不払に対して、一律に労役場留置とすることとしており (刑法一八条一項)、適正手続保障 (憲法三一条) や法の下での平等 (憲法一四条一項) に違反すると考えられるため、⁽¹⁰⁴⁾ これらの国の規定は大いに参考になろう。

4. 没 収

収賄罪 (corruption) などの犯罪の遂行に関連した、犯罪者の所有又は占有する財産 (property) を国家が剝奪する刑事制裁である。⁽¹⁰⁵⁾ あらゆる裁判所が他の刑事制裁に追加して又は代えて賦科できる。当該財産が没収できない又は発見できない場合、裁判所は財産の価額を評価してその価額を没収することができる。没収するよう命じられた価額の剝奪は、罰金刑の支払と同様の方法により執行される。没収された財産又は金銭は、裁判所により指示される方法により処分される。

没収ができない場合に初めて価額での没収が可能とされている点は、没収できない場合に初めて価額を追徴できる (刑法一九条の二) とする我が国の没収刑と追徴刑の関係と同じであると言える。

我が国でも、これらの国のように、没収刑を独立して賦科できるようにすべきである。⁽¹⁰⁶⁾

5. 居所指定命令

その者が従来居住していた又はその他の一定の場所又は島に移動し、居住するよう命じる刑事制裁である。⁽¹⁰⁷⁾ ソロモン諸島では規定されていない。高等裁判所又は治安判事裁判所が、他の刑事制裁に追加して又は代えて、賦科することがができる。その期間は、最長一年である。拘禁刑と併科される場合、拘禁刑の執行後に本命令が執行される。⁽¹⁰⁸⁾ 本命令に違反した場合、六月以下の拘禁刑に処せられる。⁽¹⁰⁹⁾

マーシャル諸島共和国やミクロネシア連邦同様⁽¹¹⁰⁾、キリバス共和国やツヴァルでは、小規模な島嶼国家ゆえに、比較的小さな地域共同体が多く、本命令の実効性が確保されやすいという事情がある。また、軽微事犯や他害性の乏し

い者の刑務所への収容を回避するという目的があると考えられる。一方、ソロモン諸島は、キリバス共和国やツヴァルよりも人口が多く、犯罪者に対する周囲の目が行き届きにくいために、本命令の実効性が確保され難いという事情があると思われる。

6. 平穩維持

裁判所が適切であると思料する額の保証金とともに又はなしに、誓約書を差入れさせ、二年以内の期間、平穩を維持し (keep the peace)、善行 (good behaviour) を保持するよう条件付ける刑事制裁である。⁽ⁱⁱⁱ⁾ 六月以上の拘禁刑が科された場合を除いて、あらゆる裁判所が他の刑事制裁に代えて又は追加して賦科することができる。保証金の納付が命じられた場合、保証金とともに誓約書を差入れるまで、拘禁するよう命じることができ。但し、かかる拘禁が六月を超えることは許されない。平穩維持や善行保持ができなかった場合、保証金は没取される。

誓約書や保証金により心理的に再犯予防を強制しようとするものである。保証金の納付が命じられたにもかかわらず、納付がなされない場合に拘禁を行なうことから、拘禁刑の代替策として利用されていることが窺える。また、いずれの国においても、プロベーションと似た制度となっている。しかし、プロベーションが宣告猶予に近い中間的な処分であるのに対し、平穩維持は終局的な処分である点で異なる。

7. プロベーション

裁判所が適切であると思料する額の保証金 (surety) とともに又はなしに、誓約書を差入れさせ、二年以内の期間、

平穩を維持し、善行を保持するよう、一定の条件を遵守させつつ、社会内で犯罪者に生活を送らせる刑事制裁である⁽¹¹²⁾。犯罪の性質や被告人の性格を含むあらゆる事情に鑑み、あらゆる裁判所が他の刑事制裁に代えて賦科することができる。裁判所は、対象者が誓約書の条件に違反していると考えられる場合には、いつでも、その拘束 (apprehension) のための令状を発付することができる⁽¹¹³⁾。かかる拘束を受けた場合、直ちに、対象者は令状を発付した裁判所に連行される。裁判所は、聴聞を行ない、対象者が出頭することについての十分な確証が得られ、保釈を認めるまで、拘束することができる⁽¹¹⁴⁾。

前述のように、これらの国においては、善行保持と似た制度となっている。しかし、平穩維持は終局的な処分であるのに対し、プロベーションが宣告猶予に近い中間的な処分である点で異なる。

8. 警察監視

毎月、警察官に指示された日時又は高等裁判所長官が定めた規則 (regulation; rule) が指定する日時に、居住場所にもっとも近い警察署の警察官及び規則が定めた者に生活状態を報告するよう求める刑事制裁である⁽¹¹⁵⁾。三年以上の拘禁刑にあたる犯罪で有罪認定された者が再度三年以上の拘禁刑にあたる犯罪で有罪認定された場合、拘禁刑の言渡しとともに、拘禁刑の満期後五年以内の期間で賦科できる⁽¹¹⁶⁾。三年以上の拘禁刑を賦科できる裁判所には、ソロモン諸島では治安判事裁判所の治安判事長官による裁判と高等裁判所以上の裁判所が、キリバス共和国では全裁判所が、ツヴァールでは上席治安判事裁判所以上の裁判所が該当する。

報告を拒否したり、怠ったりした場合、最善の行動をしようと努力したことを裁判所で証明した場合を除いて、犯

罪とされ、六月以下の拘禁刑に処される⁽¹¹⁷⁾。

我が国では、旧刑法（明治一三年太政官布告三六号）が附加刑として監視を定めていた（一〇条四号、三七条、四一条）。その改正作業において、再三、その問題性が指摘され⁽¹¹⁸⁾、現行刑法では、刑罰ではなくなった。すなわち、監視は、再犯予防を目的としていたが、監視規則の要求が煩雑である上、一定地域の居住や立入りの制限や無令状での搜索・差押さえが可能であるなど被監視者の自由を著しく制限するものであったため、再犯よりも監視の条件違反により検挙される者が増加し、その目的に反する結果となったためである⁽¹¹⁹⁾。警察による統制よりも、保護観察により、指導監督しつつ、補導援護を行なうこと（更生保護法四九条一項）が望ましいと思われる。

9. 社会奉仕命令

中央政府又は地方政府委員会（council）の職員であるパブリック・オフィサー（public officer）の監督の下で、無給の労働を行なうよう求める刑事制裁である⁽¹²⁰⁾。拘禁刑に当たる犯罪で有罪認定された場合、罰金刑の不払により拘禁される場合、裁判所の命令を遵守することを怠ったことにより拘禁される場合、あらゆる裁判所が、他の刑事制裁に代えて、本命令を賦科することができる。その期間は、四〇日以上一五〇日以内とされており、複数の犯罪で有罪認定された場合であっても、変わらない⁽¹²¹⁾。裁判所は、当該事件の状況に応じて、犯罪者の善行を保持させるために、又は、同種又は別種の犯罪を防止するために、居所の指定などの条件を付しうる⁽¹²²⁾。

対象者が労働を怠ったり、条件に従わなかったり、不適切な行動をとったりした場合、パブリック・オフィサーは、召喚令状又は裁判所に出頭するよう命ずる令状の発付を命令を出した裁判所に申立てなければならぬ⁽¹²³⁾。この場合、

裁判所は、命令を取消することができ、取消しとともに命令が出されなかった場合に科されるべき刑事制裁を犯罪者に賦科することになる。

我が国でも、自由刑受刑者のうち、かなりの割合を占める軽微な財産犯での頻回受刑者などへの適用を目指して、保護観察の適用を拡大するとともに、社会奉仕命令を導入すべきである。⁽¹²⁴⁾

10. 拘禁刑

刑務所 (prison) に拘禁する刑事制裁である。重労働 (hard labour) を行なわせることはできない。⁽¹²⁵⁾ 無期又は有期とされており、通常、無期か有期かを裁判所が選択できるが、反逆罪 (treason) や謀殺罪 (murder) などについては、絶対的無期刑とされている。⁽¹²⁶⁾

絶対的無期刑の犯罪類型の場合を除いて、拘禁刑に付加して又は代えて罰金刑を賦科できる。⁽¹²⁷⁾

法律上規定されている場合などを除き、刑の言渡しの際に、拘禁刑の執行開始日を合わせて宣告しなければならぬ。⁽¹²⁸⁾ 刑の執行のために必要な令状は、量刑を行なった裁判官又は治安判事裁判所又はその職務代行者が発付できる。⁽¹²⁹⁾ 拘禁後に逃走した場合、刑期は進行しないと定められている。⁽¹³⁰⁾

裁判所は、別罪で宣告猶予 (suspended sentence) とされていない場合で、二年以内の拘禁刑の量定を行なったときには、一年以上二年以内の期間、刑の宣告猶予を行なうことができる。⁽¹³¹⁾ 刑の量定を済ませておく形式の宣告猶予である。宣告猶予期間 (operational period) 内に犯罪者が新たに拘禁刑にあたる犯罪で有罪認定されなければ、原量刑が消滅する。一方、宣告猶予期間内に犯罪者が新たに拘禁刑にあたる犯罪で有罪認定された場合、①原期間を変更

することなく、宣告猶予を継続する、②原宣告猶予を変更し、変更の日から二年以内を満期とする宣告猶予期間を新たに設定する、③宣告猶予を取消し、原量刑の期間よりも短い期間で拘禁刑を言渡す、④キリバス共和国においては、これらに加えて、原量刑の拘禁刑に代えて社会奉仕命令を言渡すという選択肢が用意されている。⁽¹³²⁾ 宣告猶予が取消され、拘禁刑が言渡された場合、新たに有罪認定された犯罪に対する拘禁刑との執行の先後関係も言渡されなければならない。⁽¹³³⁾

さらに、ソロモン諸島においては、裁判所は、宣告猶予とする場合、宣告猶予監視命令を付することができる。⁽¹³⁴⁾ 宣告猶予監視命令の期間は、宣告猶予の期間を超えてはならない。⁽¹³⁵⁾ また、裁判所が必要であると思料する居所についての条件を付することができる。⁽¹³⁶⁾ 対象者は、プロベーション・オフィサー (probation officer) の指示に従わなければならない。住所を変更する際には、プロベーション・オフィサーにその旨を通知しなければならない。⁽¹³⁷⁾ 対象者が指示に従わなかったり、住所変更の通知をしなかったりするという情報をプロベーション・オフィサーが裁判所に提供した場合、裁判所は、召喚令状 (summon) を発付し、対象者を裁判所に召喚することができる。⁽¹³⁸⁾ プロベーション・オフィサーが書面で情報を提供し、宣誓を行なった場合、裁判所は、逮捕令状を発付することができる。⁽¹³⁹⁾ 対象者が指示に従わなかったり、住所変更の通知をしなかったりしたことが確認された場合、裁判所は、命令を継続するか否かに関わらず、三〇〇SID (約四五〇〇円) 以下の罰金刑を科しうる。⁽¹⁴⁰⁾

なお、ソロモン諸島では、一四歳未満の少年については、拘禁刑を科しえず、重大な非行事実が認められた場合には、代替する施設に収容される。⁽¹⁴¹⁾

拘禁刑が絶対的法定刑となっている場合を除いて、罰金刑で代替することが可能となっており、事案に応じて、拘

禁刑を回避する事が容易とせられたる。

- (65) Tsamenyi, Kiribati, *supra* note 1, at 87 邦憲法の刑を免れしむるは必ずしもその條を條文を確證せしむるに在り。
- (66) Art. 4 (1) the Constitution of Solomon Islands; Art. 4 (1) the Constitution of Kiribati.
- (67) s. 35, Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 38 (1), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 38 (1), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (68) s. 45 (1), (3), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 28B (1), (3), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (69) s. 45 (2), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 28B (2), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (70) s. 45 (4), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 28B (4), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (71) s. 45 (5), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 28B (6), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (72) ss. 36 (1), 37 Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 39 (1), (5), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 39 (1), (5), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (73) s. 36 (2), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 39 (2), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 39 (2), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (74) s. 36 (1), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 39 (1), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 39 (1), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (75) s. 36 (3), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 39 (3), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 39 (3), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (76) s. 39 (4), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 39 (4), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised

- Edition 1977 ; s. 39 (4), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (71) s. 27, Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; ss. 43 (2), 181, 312-324, Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; ss. 46, 181, 312-324, Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (72) s. 29 (2), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 32 (2), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 32 (2), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978. 費用 (cost) や経費 (expense) の不払も同様の扱いは受ける。
- (73) s. 28 (1), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 31 (1), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 31 (1), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978. 「リ」でも「た」費用や経費の不払も同様の扱いは受ける。
- (74) s. 38, Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 11, Cap 14 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 39 (6), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 39 (6), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978. 「リ」でも「た」費用や経費の不払も同様の扱いは受ける。
- (75) 拙稿「トンガ王国」・前掲注(8)八五—八六頁、拙稿「マーシャル諸島共和国」・前掲注(8)五四頁、拙稿「ミクロネシア連邦」・前掲注(8)五九—六〇頁、拙稿「サモア独立国」・前掲注(8)三三頁。被害弁償命令については、拙稿「刑事制裁としての被害弁償命令(一)」法学論叢一五三卷二号(二〇〇三)七二頁以下、「同・(二)・完」一五三卷二号(二〇〇三)一一二頁以下参照。
- (76) s. 25 (a), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 29 (a), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 29 (a), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (77) s. 25 (b), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 29 (b), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 29 (b), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (78) s. 25 (c), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 29 (c), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 29 (c), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (79) s. 24 (3), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 26, Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 24 (3), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.

- tion 1977 ; s. 26, Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (8) s. 29 (4), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 32 (4), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 32 (4), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (8) s. 29 (3), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 32 (3), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 32 (3), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (8) s. 29 (1), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 32 (1), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 32 (1), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (8) s. 29 (5), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 32 (5), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 32 (5), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (8) s. 29 (6), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 32 (6), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 32 (6), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (8) s. 29 (1), (4), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 32 (1), (4), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 32 (1), (4), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (8) s. 25 (d), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 29 (d), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 29 (d), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (8) s. 30 (2), (3) (b), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 33 (2), (3) (b), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 33 (2), (3) (b), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (8) s. 28 (1), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 31 (1), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 31 (1), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978. 治安判事裁判所が令状を發付した場合、原則として、治安判事裁判所の管轄内での差押えを認めない。 s. 28 (3), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 31 (2), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 31 (2), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (8) s. 28 (2), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 31 (2), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised

- Edition 1977 ; s. 31 (2), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (86) s. 30 (1), (3) (b), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 33 (1), (3) (b), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 33 (1), (3) (b), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (87) s. 28 (4), (7), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 31 (4), (7), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 31 (4), (7), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978. 申付權等は申付べきに於ては、*カ* 31 (11), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 31 (11), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (88) s. 28 (5)-(7), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 31 (5)-(7), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 31 (5)-(7), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (89) s. 28 (9), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 31 (9), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 31 (9), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (90) s. 28 (8), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 31 (8), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 31 (8), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (91) s. 28 (10), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 31 (10), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 31 (10), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (92) s. 28 (1), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 31 (1), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 31 (1), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (93) s. 26 (1), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996. 11051D (総1100E) を超る11051D (総1100E) の場合の規定を述べらるる。
- (94) s. 30 (1), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 30 (1), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (95) ss. 26 (2), 31 (1), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; ss. 30 (2), 34 (1), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; ss. 30 (2), 34 (1), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.

- (100) s. 31 (2), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 34 (2), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 34 (2), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (101) s. 25 (d), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 29 (d), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 29 (d), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (102) s. 38, Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 11, Cap 14 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 39 (6), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 39 (6), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (103) 罰金刑の法的性質から、一身専属性に反する規定を許さないとするものとして、拙稿「罰金刑の目的」関西大学法学論集五六巻五・六号(二〇〇七)一三二頁以下、一三六—一三九頁。
- (104) 拙稿「(二)・完」・前掲注(75)一三一—一三二頁。罰金刑の不払に対する対応を紹介したものととして、拙稿「ハンス・ヴーン・フーフアル著『スウェーデンにおける罰金刑の不払に対する拘禁刑』」関西大学法学論集五五巻六号(二〇〇六)二〇一頁以下、拙稿「フリーダー・デュンケル著『罰金刑不払により刑務所へ収容される者の数の削減：メクレンブルク・フォアポンメルン州(ドイツ)における公益労働を用いた経験』」関西大学法学論集五五巻一号(二〇〇六)一五六頁以下。
- (105) ss. 43, 91-93, 117, 118, 374, Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; ss. 43 (1), 85, 86, 87, 111, 112, Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; ss. 45, 85, 86, 87, 111, 112, 367, Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (106) マーシャル諸島共和国「ヴァヌアツ共和国」・サモア独立国でも、独立の刑事制裁とされている。拙稿「マーシャル諸島共和国」・前掲注(8)五六頁、拙稿「ヴァヌアツ共和国」・前掲注(8)八四頁、「サモア独立国」・前掲注(8)三五頁。
- (107) s. 37 (1), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 37 (1), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (108) s. 37 (2), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 37 (2), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (109) s. 37 (3), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 37 (3), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.

1978.

- (10) 拙稿「ブーニヤル諸島共和国」・前掲注(8)五七頁、拙稿「ミナロネミア連邦」・前掲注(8)六一—六二頁。
- (11) s. 32 (1), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 35 (1), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 35 (1), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (12) s. 33 (1), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 4 Cap 28 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 36 (1), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 36 (1), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (13) s. 33 (2), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; ss. 7 (1), 8 (1), Cap 28 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 36 (2), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 36 (2), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (14) s. 33 (3), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; ss. 7 (2), (3), 8 (2), (3) Cap 28 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 36 (3), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 36 (3), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (15) s. 40 (3), (5), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 40 (3), (5), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; ss. 40 (3), 41, Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (16) s. 40 (1), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 40 (1), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 40 (1), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (17) s. 40 (4), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 40 (4), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 40 (4), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (18) 「第一回衆議院会議録」松尾浩也解題『増補刑法沿革総攬』(信山社出版、一九九〇)一四三頁「政府委員：司法省刑事局長河津祐之発言」、 「貴族院特別委員会議録」・前掲二三三—二三四頁、四〇三頁「政府委員倉富勇三郎発言」、二六五—二六六頁、四〇一—四〇二頁「政府委員石渡敏一発言」、四〇二—四〇三頁「名村泰蔵発言」、 「第十六回貴族院会議録」・前掲四七七—四七八頁「名村泰蔵発言」、四七八頁「國務大臣清浦奎吾発言」、五四二—五四八頁「村田保発言」、 「第十六回貴族院

ンロモン諸島、キリバス共和国及びツヴァールの刑事制裁

- 特別委員会会議録」・前掲七二一―七二七頁「村田保発言」、七二七頁「名村泰蔵発言」、七一九―七二二頁「三好退蔵発言」、
 「第十六回衆議院会議録」・前掲一二三五頁「司法大臣清浦奎吾発言」、
 「第十六回衆議院特別委員会会議録」・前掲一二八三―一二八四頁「安藤亀太郎発言」、
 前掲一二八四―一二八五頁「司法大臣清浦奎吾発言」。
- (119) 「刑法改正政府提案理由書」松尾・前掲注(118)二二二―二七頁。
- (120) s. 46 (1), (6), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977.
- (121) s. 46 (4), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977.
- (122) s. 46 (2), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977.
- (123) s. 46 (5), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977.
- (124) 拙稿「ナウル共和国」・前掲注(∞)一一一頁。
- (125) Art. 6 (1), (2), (3) (a), (b) the Constitution of Solomon Islands; s. 24, Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 57 Cap 111 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; Art. 6 (1), (2), (3) (a), (b) the Constitution of Kiribati; s. 24, Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; Art. 18 (1) (e), (f), (2) (b) (i), (ii), the Constitution of Tuvalu; s. 24, Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (126) ss. 24 (2), 48, 49, 50 (b), 51, 52 (1) (i), 54, 57 (a), 59, 60, 80, 124 (a), 137, 142 (1), 146, 157, 158, 163 (1), 199 (2), 200, 215, 221 (1), 222-225, 262, 267 (a), 285, 293 (1), 294 (1), (2), 299, 319, 326 (2), (3), 336 (1), 337 (1), 339, 340, 342 (1), 352 (1) (a), 353, 355 (5), 356 (1) (a), 359, Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; ss. 25, 47, 48, 63, 193, Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; ss. 25, 47, 48, 63, 193, Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (127) s. 24 (3), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 26, Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 26, Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (128) s. 24 (5), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 28 (2), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 28 (2), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (129) s. 39 (1), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996; s. 28 (1), (3), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977; s. 28 (1), (3), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.

- (131) s. 42 (1), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 42 (1), Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 43, Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (132) s. 44 (1), (2), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 44 (1), (2) Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 28A (2), (3), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (133) s. 45 (1), 46 Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 44 (3) Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 28A (5), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (134) s. 44 (5), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996 ; s. 44 (6) Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977 ; s. 28A (10), Cap 8 Laws of Tuvalu Revised Edition 1978.
- (135) s. 47 (1), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996.
- (136) s. 47 (1), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996.
- (137) s. 47 (2), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996.
- (138) s. 47 (3), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996.
- (139) s. 47 (3), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996.
- (140) s. 47 (4), Cap 26 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996.
- (141) ss. 2, 12-18, Cap 14 Laws of Solomon Islands Revised Edition 1996.

四、おわりに

ソロモン諸島、キリバス共和国及びツヴァルは、イギリスによる一括した支配を経たこともあって、イギリス法の影響を受けている。そして、キリバス共和国に見られる社会奉仕命令がソロモン諸島とツヴァルでは規定されていないなど、若干の相違が存在するものの、三国がほぼ同時期に独立し、イギリス植民地で広範に利用されたインド刑法

を範として、⁽¹⁴²⁾ 同時期に刑法を編纂したため、刑法は、その条文構造だけでなく、文言までほとんど一致している。今後、それぞれの国家の治安状況、財政状況、国民感情の変化を受けて、両国の刑法がどのように分化していくのか、注視していきたい。

今後、機会を見つけて、刑事制裁の運用がどのように行なわれているかについても研究を進めることとしたい。

(142) Findlay, M., *Criminal Lawes of the South Pacific—Text and Materials on Criminal Law and Procedure in the South Pacific Second Edition* (Institute of Justice and Applied Legal Studies University of the South Pacific, 2000), p. 12.